

4月1日から市の組織が変更

主な変更は下表のとおりです。詳しくは市ホームページ(QRコード参照)をご覧ください。全体の組織図と主な業務内容は、広報あびこ4月16日号でお知らせします。

◎部の再編、デジタル化推進体制の強化

部や課を再編し、名称を変更しました。また、行政のデジタル化をより推進するため、企画政策課がデジタル化推進を担います。



変更前	変更後
企画財政部 企画課(成田線沿線活性化推進室)	企画政策課(成田線沿線活性化推進室)
情報政策課 ※情報政策担当	
情報政策課 ※情報管理担当	
行政管理課	
文書管理課(政策法務室)	
秘書広報課(広報室)	
秘書広報課(男女共同参画室)	
秘書広報課(あびこの魅力発信室)	
総務課	
総務部	
企画財政部 財政課	財政課
企画財政部 課税課	
企画財政部 収税課(債権回収室)	
総務部 施設管理課	資産管理課
総務部 行政管理課(契約検査室)	

◎課の名称変更

業務内容の整理による体制強化や、市民の皆さんに分かりやすい名称とするため、課の名称を変更しました。

変更前	変更後
市民活動支援課	市民協働推進課
障害福祉支援課	障害者支援課
教育研究所	教育相談センター

☎ 行政管理課・内線259

火災死者の約7割は住宅火災が原因 住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は、火災で発生する熱や煙を感知し、音や音声で火災を知らせる機器で、全ての住宅に設置が義務付けられています。大切な命や財産を守るため、必ず設置しましょう。

機器の交換目安は約10年です。古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知できない恐れがあります。月に1回、ボタンを押すかひもを引いて、音が鳴るか点検しましょう。

※消防職員が住宅用火災警報器を販売することはありません。不適切な訪問販売にご注意ください。

☎ 消防本部予防課 ☎7181-7702



10年になったら、とりかえろ。

狂犬病予防に関する業務の担当が手賀沼課に変わりました

健康づくり支援課(保健センター)から手賀沼課(高野山新田193水の館3階)に変更しました。所在地も異なるので、ご注意ください。

移管する主な業務 犬の登録手続き(新規・転入・死亡、住所変更など)、狂犬病予防注射、鑑札や予防注射済票の再交付

☎ 手賀沼課 ☎7185-1484

住まいに関する制度

若い世代の住宅取得補助金

対象 40歳未満(既婚の場合は夫婦どちらか)で住宅取得日から1年以内の①市内東側で取得した方②取得者または配偶者が市外から転入した方

補助額 ①10万円②5万円(最大15万円)

※令和4年4月1日以降に所有権登記した方は6月1日(火)から申請を受け付けます。

住宅リフォーム補助金

対象 居住する個人住宅(所有権登記済み)のリフォーム工事(税込み20万円以上)を市内登録事業者などで行い定住する方※契約締結前(施工前)に要申請

※住宅金融機構【フラット35】地域連携型の金利優遇あり

対象工事	補助要件	補助額	
		補助率	上限額
個人住宅のリフォーム(現在居住、中古住宅のリフォーム(市内居住者(持ち家)の転居))	新たに二世帯住宅となる場合	10%	20万円
	上記に該当しない場合	5%	10万円
中古住宅のリフォーム(市内居住者(持ち家以外)の転居、市外からの転入)	①新たに二世帯住宅となる場合	20%	40万円
	②東側地区に所在している場合		
	③転入で東側地区以外に所在している場合	10%	30万円
	①~③のいずれにも該当しない場合	5%	10万円

※子育て世帯・単身者世帯は上限額を10万円増額

※算出額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てた額

☎ 令和5年1月31日(火)まで

空き家バンク、マイホーム借上げ制度

◎空き家バンク…市内の空き家などを有効活用するため、貸したい・売りたい物件を登録し、利用したい方と結びつける制度です。

◎マイホーム借上げ制度…(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)が運営する公的な賃貸制度で、住まなくなった自宅を機構が借り上げ、入居者のいない空室時でも毎月賃料を支払います。

〈共通〉詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎ 建築住宅課・内線601、マイホーム借上げ制度…JTI ☎03-5211-0757

4月 市民相談・県民相談 ※☎は予約制です。

相談種別	来所電話	時間
弁護士法律相談☎	来所電話	5日(火)、7日(木)、14日(木)、19日(火)、21日(木)9時30分~15時30分(予約は1日(金)8時30分~) 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課 ☎7185-1714
行政相談☎		27日(火)10時~12時(予約は25日(月)まで8時30分~17時) 市民相談室(本庁舎2階) 秘書広報課 ☎7185-1714
行政書士相談☎	電話	20日(火)13時~16時(予約は平日10時~15時)〈新型コロナウイルス感染症関連の補助金、相続・遺言手続きなど〉 我孫子地区行政書士相談事務局・山崎 ☎070-6482-5135
司法書士法律相談☎	電話	12日(火)10時~15時(予約は4日(月)~11日(月)13時~16時) 千葉司法書士会柏支部 ☎080-5901-3236
年金・労働・成年後見相談☎		13日(火)13時~17時 市民相談室(本庁舎2階) 千葉社会保険労務士会東葛支部 ☎047-345-9992(9時~15時)
税務相談☎	電話	15日(金)10時~15時(予約は11日(月)8時30分~) 収税課 ☎7185-1349
消費生活相談		月~金曜日、第2・4土曜日(祝日を除く)10時~17時30分 消費生活センター ☎7185-0999

相談種別	来所☎	電話	時間
人権相談	来所☎	電話	5日(火)10時~15時 相談室(西別館2階) 社会福祉課・内線432 月~金曜日8時30分~17時15分 みんなの人権110番 ☎0570-003-110
生活相談			月~金曜日(祝日を除く)8時30分~17時 社会福祉課(西別館2階)・内線394
健康相談			月~金曜日(祝日を除く)8時30分~17時 保健センター 健康づくり支援課 ☎7185-1126
心の相談☎			20日(火)13時30分~(予約は19日(火)まで) 相談室(西別館2階) 障害者支援課・内線421
子ども総合相談			月~金曜日(祝日を除く)8時30分~17時 子ども相談課(西別館1階) ☎7185-1821
ひとり親相談			月~金曜日(祝日を除く)8時30分~17時 子ども支援課(西別館2階)・内線849
DV相談(男性可)			月~金曜日(祝日を除く)8時30分~17時 社会福祉課内配偶者暴力相談支援センター(西別館2階) ☎7185-1113

相談種別	時間	場所
市民相談	結婚相談(☎優先)	第1・3木曜日10時~17時 第1・3土曜日、第2・4日曜日10時~19時 我孫子市結婚相談所 あびここいこハート ☎7184-8100
	地域職業相談	月~金曜日(祝日を除く)9時30分~17時 地域職業相談室(サンビーンズビル6階) ☎7165-2786
	介護とこころの相談☎	火~日曜日10時~16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階) ☎7165-2886
	すまいの相談☎	金曜日10時~16時(随時) 水・木曜日10時~12時(要予約) 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ6階) ☎7165-2886
県民相談	福祉用具相談☎	火~日曜日10時~16時 福祉ふれあいプラザ(けやきプラザ1階) ☎7165-2886
	児童相談	来所☎ 月~金曜日(祝日を除く)9時~17時 柏児童相談所 ☎7131-7175 電話 ☎ 月~金曜日(祝日を除く)9時~17時 柏児童相談所 ☎7134-4152
	交通事故相談	来所☎ 月~金曜日(祝日を除く)9時~12時、13時~16時30分 交通事故相談所 ☎047-368-8000